

第16号の14様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法（以下「法」という。）第144条の30第1項の規定の適用を受けようとする場合に特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、特別徴収義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第16項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 「課税標準となる軽油の総量」及び「課税標準となる軽油の数量(イ)」の欄は、法第144条の14第3項の欠減量を控除後の数量を記載すること。
- 5 「その他参考となる事由」の欄は、販売契約の解除により軽油が返還された場合、引き渡した軽油が免税証の交付を受けている者によって免税用途に供された場合、徴収猶予を受けている場合等に記載すること。
- 6 この申請書には、軽油引取税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付すること。